

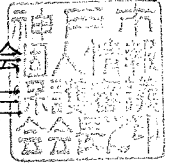


答 申 第 7 4 6 号
令和元年 6 月 7 日



神戸市長 久 元 喜 造 様

神戸市個人情報保護審議会
会 長 西 村 裕 三



答 申

神戸市個人情報保護条例第9条第1項第4号の規定に基づき、令和元年6月7日付け神戸保障第1308号により諮問のありました下記の事項について、次のとおり答申します。

記

神戸市重症心身障害児者実態調査の実施について
(条例第9条「利用及び提供の制限」に関して)

- 1 重症心身障害児者の健康状態や困りごと等の実態調査を実施するにあたり、調査対象者を抽出するために保健福祉局障害福祉部障害支援課が保有する重度心身障害児者に関する個人情報を利用することは、地域生活支援の充実及び災害時の対応向上など、ニーズにあった的確な行政サービスの提供に寄与するものであり、公益に資すると認められるので妥当である。
- 2 この場合、個人の権利利益を不当に侵害することのないよう、当該個人情報を適切かつ慎重に取り扱わなければならない。

神戸市重症心身障害児者実態調査の実施について
(条例第9条「利用及び提供の制限」に関して)

令和元年7月1日時点で、福祉情報システムに登録されている、身体障害者手帳1級及び2級と療育手帳A判定の手帳を両方所持されている方(市内在住または本市が決定して市外施設に入所している方)

【福祉情報システム登録情報】

- ・郵便番号
- ・住所
- ・氏名
- ・保護者氏名
- ・保護者住所
- ・身体障害者種別(種別は1級)
- ・身体障害者障害程度(等級は1級または2級)
- ・知的障害者障害程度(等級はA)